

学報 神戸大学 外号

規則 第八号

本学 一般

神戸大学暫定学部共通細則を次のように制定する。

昭和二十六年十一月十五日

神戸大学長

神戸大学暫定学部共通細則

(入 学)

第一条 入学志望者は所定の期日までに到達するよう入学志望者名票、履歴書、出身学校長の調査書、写真その他の書類を学長宛に提出しなければならない。

第二条 入学志望者には、筆記試験及び身体検査を行う。

2. 学部教授会は前項の成績、出身学校長の調査書及び進学適性検査の成績を総合して合格、不合格を決定する。

(宣 誓)

第三条 入学者の宣誓は学長に対し指定の日時及び場所に於いて次の誓詞により行う。

私は、大学教育の本旨を体し学則を守り、學術の研究と人格の陶冶に努めることを誓います。

(保証人及び副保証人)

第四条 保証人は父兄又は父兄に準ずる者でなければならぬ。

2. 保証人が学舎所在地に居住しないときは、別に学舎所在地に居住する副保証人を立てなければならぬ。

3. 己むを得ない事情がある場合には当該学部長、科長又は分校主事が適当と認める者を保証人及び副保証人にすることができる。

4. 保証人及び副保証人は独立の生計を立て保証事項につき義務の履行が出来る成年者でなければならぬ。

第五条 保証人又は副保証人が死亡し若しくは前条の資格を失つたときは速かに他の保証人又は副保証人を立て保証書を更新しなければならない。

2. 前項以外の事由により保証人又は副保証人を変更しようとする場合も亦同様とする。

第六条 保証人又は副保証人が改姓、改名又は転籍、転居したときは直ちにその旨届出なければならない。

(修学年限、学科課程、授業及び単位)

第七条 修学年限は四年とする。但し第二課程にあつては五年とする。

2. 学科課程は教養課程及び専門課程に分つ。
3. 教養課程の授業科目(以下教養科目と称する)

は一年六ヶ月に配当することを原則とする。但し第二課程にあつては二年とする。

第十条 第一項に定める全学期を修學し且つ同条第二項及び第三項により教養課程を修了しなれば、専門課程へ進むことができない。但し特別の事情があると認められるときは所定の単位を取得しない場合にも条件を附けて専門課程へ進ませることがある。

第八条 単位の取得は各授業科目について、試験その他による成績に基いてこれを認定する。右の場合授業科目によつては出席を勘案して考査する。

(教養課程)

第九条 教養科目は各学部共通の授業とする。第十条 教養課程の授業は三学期に区分して行ふ。但し第二課程に於いてはこれを四学期に区分する。

第一外国語八単位(英語、独語、仏語のうち一を選ぶ。但し第一外国語の選択については学生は既に初歩の課程を修めたことを必要とする。)

第二外国語六単位(英語を第一外国語とするものにあつては独語、仏語、ロシア語及び中国語のうち一、独語、又は仏語を第一外国語とするものにあつては英語)を履修し総計に於いて五十四単位以上を取得しなければならない。但し第二外国語は学部規定の定めるところにより人文、社会、自然科学系列の科目又は西洋古典語を以てこれに代えることができる。

一、人文科学系列
国史、東洋史、西洋史、哲学、論理学、倫理学、心理学、教育学、国文学概説、国文学講読、国語学、中国文学、中国文学講読、西洋文学、自然科学史

二、社会科学系列
法学、政治学、日本国憲法、経済学、経済史、社会学、統計学、人文地理

三、自然科学系列
自然科学概論、自然科学史、数学概論、数学第一、数学第二、数学演習、物理学概論、物理学第一、物理学第二、物理学実験、化学概論、化学第一、化学第二、化学実験、生物学概論、植物学、動物学、生物学実験、地学第一、地学第二、図学概論、図学演習

四、語学系列

英語、独語、仏語、ロシア語、中国語、西洋古典語

五、芸術系列

音楽概論、美術概論

六、体育系列

体育理論、体育実技

3. 前項に定める授業科目は必要に応じ一部変更することがある。

第十一条 学生は教養課程を修了した後でなければ通則第十五条により転部又は転科することができない。

第十二条 教養課程の授業の聴講を志望するものに対しては当該分校教官会議に於てその資格を審査し学期の始めに限りこれを許可することがある。

2. 聴講志望者は聴講志望の授業科目を具して左の書類を当該分校主事に提出しなければならない。

聴講願書、履歴書、成績証明書、健康診断書、写真

3. 聴講期間は原則として一学期間とし聴講を継続しようとする者は改めて願出でなければならぬ。

4. 聴講生が聴講した授業科目につき受験を志望するときは、これを許可することがある。合格した授業科目については証明書を与える。

(専門課程)

第十三条 専門課程の授業は五学期に区分して行ふ。但し第二課程に於いてはこれを六学期に区分する。

2. 専門課程を修了するには夫れ夫れ学部規定の定めるところに従いその授業科目(以下専門科目と称する)につき合計八十四単位以上を取得しなければならない。

3. 卒業論文又は卒業計画の単位は前項の単位中に含まれることができる。

第十四条 学生は他の学部又は学科の専門科目を履修することができる。但し開講に先きだち所属学部長を経て当該学部長又は科長の許可を受けなければならない。

(在学年限)

第十五条 学生は第七条第一項に定める修学年限の二倍の期間を超えて在籍することはできない。

(履修手続)

第十六条 学生は履修しようとする授業科目について毎学期の始め履修届を所属学部長、科長又は分校主事に提出し、その承認を受けねばならない。

(試験及び成績)

第十七条 学生は指定の期日までに、その履修した授業科目中から受験しようとするものを選定して、これを所属学部長、科長又は分校主事に届出ない。

ればならない。

2. 試験はその講義が完了した学期末にこれを行う。授業科目によつてはなお臨時にこれを行う。

第十八条 授業科目の成績は優、良、可、不可に分ち、
 以上を合格とする。

(卒業)

第十九条 第七条第一項に定める年限以上を修學し且つ第十条第二項、第三項及び第十三条第二項により教養課程及び専門課程を修了した学生は学部教授会の議を経て卒業者と認定する。

2. 学生が卒業すれば当然その学籍を失う。

(学生票)

第二十条 学生の身分証明書は学年の始め及び専門課程へ進学の始めに所属学部又は分校に於いて交付する。

2. 身分証明書を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さない場合がある。

3. 身分証明書を紛失し又はその有効期間が経過したときは直ちに交付者に届出で再交付を受けなければならない。

4. 卒業、退学、除籍等学籍を離れた場合は直ちに身分証明書を交付者に返納しなければならない。

第二十一条 ~~教育学部二年課程に~~ ~~関係しては別に定める~~ ~~ところによる。~~

附 則

第二十三条 昭和二十四年度の入学者の教養課程修了の条件については第十条第二項の適用に当り
 「夫れ夫れ三科目十二単位以上合計九科目三十六単位以上」を「夫れ夫れ二科目以上、文科系学部の学生にあつては合計十科目四十単位以上、理科系学部の学生にあつては合計九科目三十六単位以上」に、

「第一外国語八単位」を「第一外国語六単位」に
 「総計に於て五十四単位以上」を「総計に於いて文科系学部の学生にあつては五十単位以上、理科系学部の学生にあつては四十六単位以上」に読み替え且つ第二外国語に関する規定を適用しない。

第二十三条 昭和二十五年年度の入学者の教養課程修了の条件については第十条第二項の適用に当り

「夫れ夫れ三科目十二単位以上合計九科目三十六単位以上」を「夫れ夫れ二科目以上、文科系学部の学生にあつては合計十科目四十単位以上、理科系学部の学生にあつては合計九科目三十六単位以上」に、「総計に於いて五十四単位以上」を「総計に於いて文科系学部の学生にあつては五十二単位以上、理科系学部の学生にあつては四十八単位以上」に、読み替え且つ第二外国語に関する規定を適用しない。

第二十四条 この細則は昭和二十六年十一月十五日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。